

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月17日
【会社名】	株式会社大盛工業
【英訳名】	OHMORI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関 忠夫
【本店の所在の場所】	東京都葛飾区水元三丁目15番8号
【電話番号】	東京03(3627)3221(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 宮路 晴男
【最寄りの連絡場所】	東京都葛飾区水元三丁目15番8号
【電話番号】	東京03(3627)3221(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 宮路 晴男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 6,102,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 951,102,000円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権証券）】

## (1)【募集の条件】

発行数	270個（新株予約権1個につき100,000株）
発行価額の総額	6,102,000円
発行価格	新株予約権1個につき22,600円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.226円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年3月5日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社大盛工業 総務部 東京都葛飾区水元三丁目15番8号
払込期日	平成26年3月5日（水）
割当日	平成26年3月5日（水）
払込取扱場所	株式会社千葉銀行金町支店 東京都葛飾区金町六丁目2番1号

(注) 1. 第5回新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の発行については、平成26年2月17日（月）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
4. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
5. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社大盛工業 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式27,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100,000株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、35円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所市場第二部(以下「東証二部」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>945,000,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成26年3月5日から平成28年3月4日(但し、平成28年3月4日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社大盛工業 総務部 東京都葛飾区水元三丁目15番8号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社千葉銀行金町支店 東京都葛飾区金町六丁目2番1号</p>

新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。</p> <p>3. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数  新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類  再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法  組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件  本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限  新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

（注）1. 本新株予約権の行使指示

当社は、本新株予約権を行使することができる期間中の東証二部における当社普通株式の各取引日において、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、割当予定先との間での締結が予定される第三者割当契約（以下「本契約」という。）に基づき、割当予定先に本新株予約権の行使を指示（以下「行使指示」という。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として条件成就の日の翌日より起算して10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

各行使指示により、当社が割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができる本新株予約権の個数は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した日の東証二部における当社普通株式の出来高の15%を、本新株予約権1個の目的である株式の数100,000株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限とします。

また、本新株予約権を行使することができる期間中の東証二部における当社普通株式の各取引日において、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合、当社が割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができる本新株予約権の個数は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した日の東証二部における当社普通株式の出来高の20%を、本新株予約権1個の目的である株式の数100,000株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限とします。

従いまして、上述の計算に基づく行使指示の上限個数が1に満たない場合は、当社は行使指示することはできません。なお、行使指示は、直近7連続取引日(当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。))の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%、若しくは150%を超過した当該日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、当該7連続取引日の最終日の東証二部における当社普通株式の普通取引終了時点で割当予定先が株式貸借契約(割当予定先が当社株主の有限会社広栄企画との間で、平成26年2月5日付けにて締結した、当社普通株式を借り受ける契約をいいます。)に基づき保有している当社普通株式の数(最大2,200,000株(本新株予約権22個))を超えないように行われます。

## 2. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第7章に定める振替口座をいいます。ただし、同法第131条第3項に定める特別口座を除きます。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出する方法により行使請求するものとし、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本項第(1)号に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

## 3. 本新株予約権の譲渡指示

本新株予約権は、本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降はいつでも、当社の取締役会の決定により割当予定先に対して本新株予約権の半数を上限として譲渡を指示することができます。当社といたしましては「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (4) 割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下「マイルストーン社」という。)が割当予定先として最適であると考えており、現時点においては本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降において譲渡指示を行う予定はございませんが、本新株予約権の行使期間において当社にとってより適した割当先が確保できた場合にはマイルストーン社に本新株予約権の譲渡指示をすることが可能となります。また、譲渡指示を行う場合には、当社にて本新株予約権の割当予定先と同等の調査を譲渡先に対しても行います。なお、譲渡先に上記の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

## 4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書に新株予約権行使請求取次日として記載された日に発生します。

## 5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しません。

## 6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、「新株予約権の内容等」の記載に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任するものとします。
- (3) 本新株予約権の発行については、本有価証券届出書の効力発生を条件とします。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
951,102,000	7,410,000	943,692,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(6,102,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(945,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳
- a. 弁護士費用他 750,000円  
 弁護士法人港国際グループ  
 神奈川県横浜市 代表弁護士 玄 君先
  - b. 本新株予約権の設計評価費用 1,500,000円  
 株式会社プルート・コンサルティング  
 東京都千代田区 代表取締役社長 野口 真人
  - c. 登記費用等 5,160,000円
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

## (2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
太陽光発電事業に関する土地取得費用及び設備投資費用	443百万円	平成26年5月以降順次
土木事業に関する契約保証金及び工事費用立替金	250百万円	平成26年6月以降順次
不動産関連事業に関する土地取得費用及び建築費用	250百万円	平成26年8月目途
合計	943百万円	

## (注) 具体的な使途について

当社では本新株予約権の発行とともに、後記[募集に関する特別記載事項]のとおり第三者割当の方式による新株式(以下「本新株式」という。)の発行による資金調達を予定しております。

本新株予約権による資金調達額合計約943百万円を、主として以下の事業資金として充当する予定であります。

## 太陽光発電事業に関する土地取得費用及び設備投資費用

後述の「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (1) 本新株式及び本新株予約権の発行の目的及び理由」に記載のとおり、当社におきましては、太陽光発電事業を新規事業として推進しており、まずは、当社関連施設を利用した太陽光発電設備の設置から始めております。

今後は、本事業を単に売電収入を得るだけの事業にとどめず、自社関連施設以外の一般の土地における本事業の更なる展開を計画しており、更には、太陽光発電に関するコンサルティングを展開し、太陽光発電設備の建設を請け負っていく計画であり、本事業推進のための土地取得費用及び太陽光発電設備の設置費用として443百万円を充当する予定であります。なお、具体的な充当予定といたしましては、まず、平成26年3月に茨城県笠間市において400kw程度の太陽光発電設備の建設に着手する予定であり、そのための費用として、本新株式の発行により調達予定の102百万円を充当する予定であります。

さらにその後の予定といたしましては、本新株予約権の発行により調達予定の資金の内443百万円を茨城県及び埼玉県において建設予定の各案件に、平成26年5月以降順次充当していく予定であります。

## 土木事業に関する契約保証金及び工事費用立替金

公共工事である下水道工事の受注は、競争入札を通じて落札した企業が受注する仕組みとなっておりますが、近年落札価格の低価格化が進んでおります。一方発注先の官公庁が予定していた価格を、一定水準以上下回って落札された案件については、官公庁により低価格での落札と判定され、落札した企業が工事施工を完工する証として受注に際し、落札価格の10%を契約保証金として預託することを要求されます。

当社といたしましては、低価格での受注は利益が圧迫されるものの、当社独自の技術力、ノウハウ、施工実績を駆使して工事を施工し、利益を確保する能力を保持しているため、官公庁からの発注案件については、内容を十分に検討した上で低価格での入札も必要に応じて行っております。

しかし、前述いたしましたように、低価格案件の場合や、保証会社から履行保証が受けられない場合は首尾良く落札できた場合でも、受注時点で受注金額の10%を預託する必要があるため、そのための資金負担が発生いたします。

また、公共工事における官公庁の支払は、工事着手時に発注金額の40%相当額が支払われるものの、残りの60%相当額は、工事の進捗が60%を超えた時点で20%相当額が支払われ、残りの40%相当額は工事完了時に支払われるため、その間に発生する各種費用は、当社の立替え費用となります。

このように公共工事におきましては、受注すればするだけ、預託金と立替え費用が発生することになります。

しかしながら下水道事業は、これまでの当社の主力事業であり、受注して工事を完成させれば、必ず利益を確保できる事業でもあるため、継続して発展させていくべき事業と考えており、本事業を推進するための資金として、250百万円を充当する予定であります。なお、具体的な充当予定といたしましては、平成26年4月以降に発注される下水道工事業案件を選別受注し、当該工事費用に平成26年6月から順次充当する予定であります。

不動産関連事業に関する土地取得費用及び建築費用

現在の不動産市況は、かなり活発になってきております。

当社が目指す不動産関連事業といたしましては、賃貸マンション等の利回り物件の建築及び販売を主力に計画しており、これは、活況を呈しつつある現在の不動産市場に合致した戦略であると考えております。

従って現在好調であり、今後も好調が維持されると思われる賃貸マンション等の利回り物件の建設及び販売を主体に事業を進めていく予定であります。

具体的には東京都内若しくは近県において、当社の販売価格で1億円から2億円程度となる案件を中心に、土地の取得から建物の建築、入居者の募集、投資家への売却まで一貫して行い、利益を確保する計画であります。

このように、当社といたしましては、不動産関連事業を当社の主要事業の柱として確立すべく、そのための土地取得費用、建築費用等本事業を推進するための資金として250百万円を充当する予定であります。なお、具体的な充当予定といたしましては、埼玉県において建設予定の賃貸用マンションの建設費用として、平成26年8月を目途に充当する予定であります。

当社は、上記のように各事業へ資金を充当することにより、事業の多角化を図り、これまでの土木事業と同様に、事業の柱となり得る事業を確立し、経営基盤を安定させ、近時の経済情勢のめまぐるしい変動にも堪え得る企業として発展していくべく、事業の再構築に邁進してまいります。

差引手取概算額は上記のとおり支出する予定であり、資金充当の優先順位といたしましては、第一に太陽光発電事業、第二に土木事業、第三に不動産関連事業の順で予定しております。

また、支出時期までの資金管理については銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定であります。

なお、新株予約権の行使による払い込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容については、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合がございます。

また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、事業計画の見直しを行うとともに、別途手段による資金調達の検討を進めていく所存であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集に関する特別記載事項】

当社は、平成26年2月17日開催の取締役会にて、本新株予約権の発行とともに、本新株式の発行（以下本新株式の発行と本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」という。）を決議しております。

本新株式の発行の概要は以下のとおりであります。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 株式の種類 | 普通株式       |
| (2) 発行数   | 3,000,000株 |
| (3) 発行価格  | 1株当たり35円   |

- (4) 発行価額の総額 105,000,000円
- (5) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、52,500,000円(1株につき17.5円)とし、増加する資本準備金の額は52,500,000円(1株につき17.5円)とする。
- (6) 申込期日 平成26年3月5日
- (7) 払込期日 平成26年3月5日
- (8) 割当予定先及び割当方法 第三者割当の方式によりマイルストーン社に割り当てる。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a. 割当予定先の概要（平成26年2月17日現在）

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## c. 割当予定先の選定理由

## (1) 本新株式及び本新株予約権の発行の目的及び理由

当社が所属する建設業界全般の経営環境といたしましては、熾烈化している受注競争に加え、労働者不足に伴う労務賃金の上昇や、円安に伴う建設資材の価格高騰等を背景に厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社におきましては、主力の土木事業（下水道工事が主体）におきまして、他社との差別化を図るため、より一層技術力の向上と安全面の向上を図るとともに、東北支店の営業活動を強化してまいりました。

また、不動産関連事業におきましては、賃貸用マンションの建設及び販売を行うとともに当社独自開発のOLY工法に使用するOLY機材等の一層の普及促進に向け、積極的に新規顧客獲得に向け営業を展開してまいりました。

そして、これらの活動を通じて前期（平成25年7月期）決算においては、赤字体質から脱却し黒字化を達成いたしました。

しかしながら、まだまだ、売上規模及び利益金額については、充分と言える水準には達しておりません。

当社といたしましては、今後早急なる売上規模の拡大と配当可能利益の確保が第一命題であると認識しております。

そのためには、既存事業の更なる拡大を図るとともに、新規事業として立ち上げ中の太陽光発電事業を軌道に乗せ、各事業をバランスよく展開して業容の拡大を図っていくことが必要であり、それに必要となる資金を確保すべく本資金調達を企図したものであります。

当社の各事業に関する具体的展望は、次のとおりであります。

## 土木事業

土木事業につきましては、これまでも当社の主力事業であったため、豊富な施工実績を有しており、また、施工技術・ノウハウに関しましても、当社独自技術であるOLY工法（路面覆工工法）、ピカルス工法（パイプ・イン・パイプ工法）等の有力な工法を保有しております。

当社といたしましては、これらの技術を活用し、他社との差別化を図り、また、新規に開設いたしました東北支店の営業力を強化し、受注競争を勝ち抜いていくことは、充分可能であると考えております。

また、東京オリンピックの開催が決定したことにより各種インフラの整備に伴う土木工事の増加も見込まれております。

従いまして、当社といたしましては、土木事業を今後も当社の主力事業として位置付け、受注の拡大を図っていく予定であります。

## 不動産関連事業

当社はこれまでも、株式会社ウィークリーセンターと業務提携を行い、不動産関連事業を強化してまいりました。

その不動産関連事業の具体的展開といたしましては、賃貸マンション等の利回り物件を土地の取得から建物の建築まで当社が一貫して行い、建物の完成後は入居者の募集を行ったうえ利回り物件として販売するというスキームを主体に事業展開を行っております。

現在の不動産業界の動向といたしましては、不動産に対するニーズが活発になってきており、マンション等の建設用地も、かなり土地価格が値上がりしてきております。

当社におきましても、販売用の賃貸マンションは、建物の完成直後に購入希望者が現われ、即、販売完了となる物件が出ているのが現況であります。

従いまして、当社といたしましては、株式会社ウィークリーセンターとの連携を通じて、不動産関連事業を更に強化・拡大する計画であります。

また、当社が独自に開発いたしましたOLY工法に使用するOLY機材の他社へのリース事業に関しましては、順調に売り上げを伸ばしております。

OLY工法が採用される地域に関しましては、従来は関東圏が中心でありましたが、ここへきて、北海道、東北、中部、中国圏へと広がりを見せてきており、当社といたしましては、今後ともOLY機材のリース事業の拡大を図って行く予定であります。

#### 太陽光発電事業(新規事業)の立上げ

当社では、従来から行っている建設業に直接関連する事業以外の分野においても事業の種をまき、それを育て、バランスの良い経営資源の配分を行うことにより事業に対するリスクヘッジを行う必要があると考えており、これまでもデイ・サービス事業、トランクルームの賃貸事業、太陽光発電事業等、各種事業の立ち上げを計画してまいりました。

特に、太陽光発電事業に関しましては、着々と実用化を進めてきており、今後も本事業を重点的に推進する計画であります。

現在の具体的な事業の進捗状況は、以下のとおりであります。

#### 当社の本社社屋の屋上(600㎡)

保有資産の有効利用を図るため、本社の屋上に太陽光パネルを設置済みであり、既に昨年7月より売電を開始しており、年間の売電収入は300万円程度を予定しております。

#### 当社が賃借している千葉県白井市の土地(3,000㎡)

当社が残土置き場として賃借契約をしておりました土地の更なる有効利用を図るため、単なる残土置き場ではなく太陽光発電事業の用地として活用することとし、当該土地の全域に太陽光パネルを設置済みであり、昨年11月より売電を開始しており、年間の売電収入は1,200万円程度を予定しております。

#### 当社茨城工場(10,000㎡)

当社茨城工場においては、鉄骨加工及びOLY機材の整備・出荷を行っておりますが、敷地に余裕があったため、その余裕部分の土地の有効活用を図るため、太陽光パネルを設置し太陽光発電事業を行うことといたしました。

既に、当該土地に太陽光パネルを設置済みであり、近々売電開始を予定しており、年間の売電収入は5,000万円程度を予定しております。

なお、茨城工場の本発電設備に関しては、他社より当該設備一式を購入したい旨の申し込みがあり、現在、売却に向けて詳細についての交渉を行っております。

太陽光発電事業に関しましては、上述のように着々と事業化を進めておりますが、今後の方針といたしましては、更に数か所太陽光発電設備を設置し、売電事業あるいは発電設備自体の販売を展開する計画であります。

そして更には、太陽光発電事業により蓄積したノウハウと当社不動産関連事業を組み合わせることで、一般の個人、法人に対して、建築物建屋の屋上の活用、活用しきれない土地の有効活用及び調整区域等活用方法の限られた土地活用のコンサルティングを展開し、太陽光発電設備の建設を請け負っていく計画であります。

このように、当社といたしましては従来の建設業の枠に固執せず、当社として可能性のある新規事業には積極的に進出していく所存であります。

以上ご説明いたしましたように、当社といたしましては、従来からの本業であります土木事業及びそれに付随する関連事業は継続して発展させていく方針であります。それ以外でも、不動産関連事業の更なる強化と太陽光発電事業の拡大を行い、安定した事業の柱として確立することによりバランスのとれた経営を目指してまいります。

また、そのためには、各事業の展開に伴う資金ニーズが発生するため、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定したものであります。

当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の発行により調達される資金を最大限に有効活用し、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることを企図しており、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

## (2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。

しかしながら、当社の現況において、間接金融（銀行借入）による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、事実上調達困難な状況でございます。そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。

そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するに当たり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視し、以下のエクイティ・ファイナンスによる資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストが第三者割当より割高であること、また、同時に将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、無配が続いている現状や、昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

この点、今回の割当予定先に対する本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、必要資金額をすべて新株式発行でまかなうことは調達面で難しく、また、他の増資施策と比較して後述する「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (2) 本資金調達方法を選択した理由 本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権発行）について」記載の諸特徴があり、株価への下落圧力を可及的に軽減し、既存株主の皆様の利益に十分に配慮しながら、当社が目指す早期の復配実現を図るため事業の多角化及び強化のための資金調達をしたいという当社のニーズを充足し得るものだと考えたことから、採用したものであります。

また、新株予約権の発行に加え、新株式を組み合わせると同時に発行することにより、当社の資金需要の一部を速やかに確保するとともに、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (1) 本新株式及び本新株予約権の発行の目的及び理由」記載の事業の進捗状況に応じた段階的な資金調達をすることができます。これにより即時の資金を要する事業の強化にただちに着手し、漸進的に予定する事業の多角化及び事業の強化を図ることを通じて、企業価値を高めるための施策を開始できると考えました。

以上により、当社は、今回の資金調達方法が現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

本資金調達方法(第三者割当による新株式及び新株予約権発行)について

本資金調達方法は当面の資金需要に対応しつつ、当社が主体となり一定の条件のもと行使指示できることが大きな特徴であり、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。

また具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、1)純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、2)株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、3)大株主として長期保有しないこと、4)株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、5)環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等でありますが、今般の資金調達ではこれらを満たしております。

本資金調達方法を他の資金調達方法と比較して優れていると判断した理由は、以下のとおりであります。

#### 1. 株式価値希薄化への配慮

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせることで資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、急激な希薄化を抑制することができます。

また、割当予定先であるマイルストーン社は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。他方で、マイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。

また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

#### 2. 流動性の向上

本新株式の発行によって増加する株式数(3,000,000株)は平成25年10月31日現在の当社発行済株式総数120,527,498株の2.49%であり、本新株予約権の全てが行使された場合に増加する株式数(27,000,000株)は同発行済株式総数に対して22.40%であります。

割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

#### 3. 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

これにより、当社が銀行借入やより高い株価での新株式発行等のより有利な資金調達方法若しくは、当社が期待する企業価値向上に繋がるより有利な割当予定先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

#### 4. 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (3)本新株予約権に係る本スキームの特徴について」に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。

従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに、早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

### (3) 本新株予約権に係る本スキームの特徴について

本新株予約権は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、株価と出来高の制約の下、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

#### 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今、その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。

発行当初から行使価額は35円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から27,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

#### 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社の裁量により、当社普通株式の出来高数に応じた一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示することができます。

行使指示を受けた割当予定先は、原則として条件成就の日の翌日より起算して10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、株価、出来高等の一定の条件を満たすことを前提として、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、条件成就の日の東証二部における当社普通株式の出来高の15%を、本新株予約権1個の目的である株式の数100,000株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、条件成就の日の東証二部における当社普通株式の出来高の20%を、本新株予約権1個の目的である株式の数100,000株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限として行われます。

従いまして、上述の計算に基づく行使指示の上限個数が1に満たない場合は、当社は行使指示することができません。

なお、本行使指示は、直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、割当予定先が株式貸借契約「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権)」(2)(注)1.本新株予約権の行使指示」に基づき保有している当社普通株式の数(最大2,200,000株(本新株予約権22個))を超えないように行われます。

#### 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

#### 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日以降いつでも、一定の手続きを経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項を付した理由は、当社の事業戦略の進捗によってキャッシュフローが改善した場合等将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又は銀行借入や新たな資金提供先の出現、若しくはより高い株価での新株式発行等のより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができるためであります。

#### 本新株予約権の譲渡指示

本新株予約権は、本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降はいつでも、当社の取締役会の決定により割当予定先に対して本新株予約権の半数を上限として譲渡を指示することができます。

当社といたしましては「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (4) 割当先予定先を選定した理由」に記載のとおり、マイルストーン社が割当予定先として最適であると考えており、現時点においては本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降において譲渡指示を行う予定はございませんが、本新株予約権の行使期間において当社にとってより適した割当先が確保できた場合にはマイルストーン社に本新株予約権の譲渡指示をすることが可能となります。

また、譲渡指示を行う場合には、当社にて本新株予約権の割当予定先と同等の調査を譲渡先に対しても行います。

なお、譲渡先に上記の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が承継されることとなっております。

#### 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

また、当社取締役会の承諾を得て、割当先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記 記載の行使指示条項を含む本契約上の割当先の地位が承継されることとなっております。

#### (4) 割当予定先を選定した理由

「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (1) 本新株式及び本新株予約権の発行の目的及び理由」に記載のとおり、新事業推進のための資金調達を行うに当たり、当社の企業価値を高め、既存株主にとっても歓迎され得る投資家として、マイルストーン社を選定いたしました。

マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。（同社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立され、従前の投資事業をそのまま引き継いでおります。）

開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日まで現在の約5年間で、上場企業に対して、約30社、引受総額200億円の第三者割当増資による新株予約権の引受け実績があります。

マイルストーン社は、当社が平成23年5月に発行いたしました当社第2回新株予約権及び平成25年3月に発行いたしました新株式及び当社第3回新株予約権の割当先であります。その際の経緯といたしましては、平成21年12月下旬に、第2回及び第3回の新株予約権の設計を担当した株式会社ブルータス・コンサルティング代表取締役であり、また、株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザーの代表取締役でもある野口真人氏、及びマイルストーン社の代表取締役である浦谷元彦氏とお会いし、新株予約権の発行による資金調達の説明並びにこれまでの事例について説明をいただき、その後平成23年1月下旬に、当社より株式会社ブルータス・コンサルティング及び株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザーへ連絡を取り、再度、新株予約権の発行による資金調達手法に関する説明及び株式市場についての情報提供を求め、それらの情報を元に当社内部において検討を進めた結果、新株予約権の発行により、資金調達を行うことを決定し、平成23年5月18日にマイルストーン社を割当先として当社第2回新株予約権を発行いたしました。

また、当社事業の更なる拡大を図るため、平成25年1月下旬にマイルストーン社の代表取締役である浦谷元彦氏とお会いし、新株式及び新株予約権の発行による資金調達を相談し、マイルストーン社を割当先として、平成25年3月27日に新株式及び当社第3回新株予約権を発行いたしました。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った主な新株予約権は行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。

発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

そして、マイルストーン社は、平成23年5月18日及び平成25年3月27日に当社が行った第三者割当による新株予約権の割当先であります。当該新株予約権の発行に伴う払込みも期日どおり行われ、さらに新株予約権の行使は全て完了しており、本新株予約権についても、第2回及び第3回新株予約権の発行と同様に、当社による市場動向に応じた適時な行使が期待されます。

また、マイルストーン社は当社の当面の資金ニーズを理解した上で、第3回同様、本新株予約権のみならず本新株式の引受けについても応諾しており、当面の資金需要に対応した適時性のある資金調達を企図する当社にとって、もっとも適した割当予定先であると判断いたしました。

従って、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。

また、本新株予約権は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (2) 本資金調達方法を選択した理由」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した手段であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

本新株式に加えてさらに本新株予約権が全部行使された際には、同社が当社の筆頭株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないと表明しております。

以上から、当社はマイルストーン社を本新株式及び本新株予約権の割当予定先として選定することが当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

マイルストーン社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は27,000,000株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

なお、当社は、マイルストーン社より本新株予約権の割当日(平成26年3月5日)より2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を締結する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。

さらに最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

当社は、平成24年2月1日から平成25年1月31日に係るマイルストーン社の第1期事業報告書を受領し、その損益計算書により当該期間の売上高が2,766百万円、営業利益が49百万円、経常利益が58百万円、当期純利益が76百万円であることを確認しました。

また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領して平成26年1月9日現在の預金残高が956百万円であることを確認し、マイルストーン社の預金口座残高により財務の健全性を確認しました。

さらに、本新株予約権に行使制限条項として「本新株予約権の行使により、行使後に行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式の総数が、12,052,749株(本新株予約権の発行決議日における当社発行済株式総数(120,527,498株)の10%に相当する株式数)を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない」という条件が付されていることから、当該10%の新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断いたしました。

なお、マイルストーン社からは、本新株予約権の行使に当たっては、基本的に本新株予約権の行使を行い、株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収する、という行為を繰り返して行うことを予定しているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、その円滑な実施のために当社の大株主との間で当社株式2,200,000株の貸借契約を締結した旨の説明を受けております。

従って、今般当社がマイルストーン社について確認した払込資金の金額は、本新株予約権の行使及び当社株式の市場売却を繰り返すというマイルストーン社による上述の説明も勘案し充分対応可能であると判断いたしました。

なお、マイルストーン社は当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても本新株予約権と概ね同様のスキームで新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上により、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。

従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても第三者調査機関(株式会社セキュリティ&リサーチ 東京都港区)に調査を依頼し、同社が反社会的勢力との間における関係がない旨の確認を得ております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である株式会社ブルーアス・コンサルティング(以下「ブルーアス・コンサルティング」という。)に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等を基礎として、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価を実施しました。評価結果は22,600円/個であり、当社はこれを参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を22,600円といたしました。

本新株予約権の発行価額の判断に当たっては、前述のとおり当社はブルーアス・コンサルティングによる評価を参考にしており、その前提となる基礎数値の選定は妥当であり、算定方法は新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法を用いていることから、本新株予約権の発行価額についても適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成26年2月14日)の東証二部における当社株式の普通取引の終値38円を参考として1株35円(乖離率 7.89%)に決定いたしました。行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、既存株主への株式の希薄化、発行価額の影響度を慎重に検討しつつも、何らかの資金調達手段を確保しなければ、今後の早急なる売上規模の拡大と配当可能利益の確保が見込みづらいことから、割当予定先のディスカウント要望を一定程度受け入れる必要があり、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均41.36円に対する乖離率は 15.38%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均42.15円に対する乖離率は 16.96%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均41.29円に対する乖離率は 15.23%となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前日終値を参考値として採用いたしましたのは、直近の株価が、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、前述のとおりブルーアス・コンサルティングによる評価書を参考にしております。また、当社監査役全員より、本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、発行価額については、外部の当社との取引関係のない独立した第三者の専門会社に算定を依頼し、実務上の手法として確立されているモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定されたものであり、特に不当と思われる内容が見当たらず、本新株予約権の発行条件が特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨及び本新株予約権の発行価額は特に有利なものではなく適法である旨の意見書を入手しております。

なお、本新株予約権の全てが行使された場合に増加する株式数は27,000,000株(議決権数270,000個)であることから、平成25年10月31日現在の当社発行済株式総数120,527,498株に対し22.40%(平成25年10月31日現在の当社議決権個数1,204,682個に対しては22.41%)の割合の希薄化が生じます。

これにより既存株主の皆様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、現在のように厳しい経営環境の中で収益を確保するためには、当該事業資金の確保は必要であり、また今後も継続的安定的に収益を計上する企業へとなるためには、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成25年7月期 0.63円、平成24年7月期 1.33円、平成23年7月期 3.72円と、年毎に改善されてきております。

当社といたしましては、調達した資金を新規事業を含む各事業に厳選して投下し、事業の多角化及び各事業の拡大を図り、最終損益の黒字幅拡大を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

また、前述の「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (3) 本新株予約権に係る本スキームの特徴について」に記載のとおり、本新株予約権に付されている行使制限条項により過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となっており、且つ取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得できることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかる等した場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定であります。

以上のことから、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の発行が、既存株主の皆様の保有している株式の経済的価値を必ずしも毀損するものではないと判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成25年10月31日現在の当社の発行済株式総数120,527,498株に係る議決権数は1,204,682個であります。また、マイルストーン社に対して割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数27,000,000株及び本新株式の発行による株式数3,000,000株に係る議決権は300,000個であり、現在の当社の発行済株式総数及び議決権の総数に対する割合は株式数で24.89%、議決権数で24.90%となります。従って、本新株予約権及び本新株式の発行は、25%以上となる場合に当たらず、また、支配株主となるものが生じる場合にも当たりませんので、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当には該当いたしません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
ウイン ベース テクノ ロジイス	SUITE 1201, 12F, TOWER 2, THE GATEWAY, 25 CANTON ROAD, TSUMSHATSUI, KOWLOON, HONG KONG	10,415	10.21	10,415	6.92
ブライトン インベス ト コープ	PASEA ESTATE ROAD TOWN, TORTOLA BRITISH VIRGIN ISLANDS	5,950	5.83	5,950	3.95
マイルストーン・キャピ タル・マネジメント株式 会社	東京都千代田区大手町二丁 目6番2号	2,200	2.16	30,000	19.94
岡本 功	大阪府交野市	1,626	1.59	1,626	1.08
株式会社ウィークリーセ ンター	東京都千代田区神田北乗物 町2 神田乗物町ビル604	1,000	0.98	1,000	0.66
松原 正道	愛知県名古屋市	900	0.88	900	0.60
クレジット スイス アーゲー チューリッヒ	UETLIBERGSTRASSE 231 P.O. BOX 6000 CH-8070 ZURICH SWITZERLAND	895	0.88	895	0.59
大盛工業従業員持株会	東京都葛飾区水元三丁目15 番8号	747	0.73	747	0.50
杉山 卓	大阪府河内長野市	745	0.73	745	0.50
田中 研行	愛知県名古屋市	536	0.53	536	0.36
計	-	25,015	24.51	52,815	35.10

(注) 1. 平成25年7月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年10月31日現在の総議決権数に、マイルストーン社に割当てる予定の本新株3,000,000株(議決権数30,000個)及び本新株予約権の目的である株式の総数27,000,000株(議決権数270,000個)を加えた1,504,682個で算出しております。
3. 割当前のマイルストーン社の所有株式数は2,200千株であります。これは、全て借株であり、平成25年10月に全て返却しており、平成26年1月末現在の所有株式数は0となっております。なお、割当後のマイルストーン社の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当該2,200千株を除外して算出しております。
4. ウイン ベース テクノロジイスは平成25年9月11日に開示いたしましたとおり主要株主に該当しなくなっております。
5. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。
6. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第47期有価証券報告書及び四半期報告書（第48期第1四半期）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間において生じた変更その他の事由は、以下のとおり訴訟に関するリスクを追加するものであります。当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本届出書提出日現在においてもその判断に変更はありません。また、以下に記載した事項のうち将来に関する事項については、本届出書提出日現在で判断したものであります。

なお、追加箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

#### 訴訟に関するリスク

当社は平成26年1月22日付で、東京都水道局より当社が過年度に施工いたしました水道工事に対する瑕疵が指摘され、修補費用227,209,500円の請求を受けましたので、業績に影響を及ぼす可能性があります。

本件訴訟が当社の今後の業績に与える影響につきましては、現時点では不明であり、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかに、お知らせいたします。なお、この案件につきましては、平成24年5月8日より平成25年6月25日までの間に、国土交通省管轄の調停機関である中央建設工事紛争審査会において調停を行ないましたが、当社に損害賠償責任はないとの見解が示されております。

### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第47期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年2月17日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりです。

提出日 平成25年10月30日

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成25年10月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として佐藤進助、関忠夫、和田明彦、福井龍一、山口伸廣、栗城幹雄を選任する。

第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）発行の件

第4号議案 監査役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）発行の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議の結果
第1号議案 定款一部変更の件	422,122	11,181	0	94.51	可決
第2号議案 取締役6名選任の件					
佐藤 進助	423,280	10,378	0	94.77	可決
関 忠夫	423,786	9,872	0	94.88	可決
和田 明彦	423,752	9,906	0	94.87	可決
福井 龍一	423,981	9,677	0	94.92	可決
山口 伸廣	423,621	10,037	0	94.84	可決
栗城 幹雄	423,225	10,433	0	94.75	可決
第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）発行の件	410,162	23,521	0	91.83	可決
第4号議案 監査役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）発行の件	414,161	19,572	0	92.72	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第3号議案は、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第4号議案は、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成率の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

### 3. 最近の業績の概要

第48期第2四半期累計期間（自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日）の業績の概要

第48期第2四半期累計期間（自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日）における売上高の見込みは以下のとおりであります。なお、下記の数値については決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューも終了しておりません。

売上高以外の指標につきましては、現時点で算出することは困難であり、記載を行うとかえって投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため記載しておりません。

売上高：928百万円

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第47期)	自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日	平成25年10月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第48期第1四半期)	自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日	平成25年12月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年12月13日

株式会社大盛工業

取締役会 御中

### K D A 監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬昌 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 園田 光基 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大盛工業の平成25年8月1日から平成26年7月31日までの第48期事業年度の第1四半期会計期間(平成25年8月1日から平成25年10月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成25年8月1日から平成25年10月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大盛工業の平成25年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年10月25日

株式会社大盛工業

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬昌 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 園 田 光基 印  
業務執行社員

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大盛工業の平成24年8月1日から平成25年7月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大盛工業の平成25年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象には、平成25年8月23日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止し、平成25年10月25日開催の株主総会において、役員に対する株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)を導入することを決議した旨及び 当事業年度終了後平成25年10月25日までに、株式会社大盛工業が発行している新株予約権185個について権利行使がなされ481,000千円が払込まれた旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社大盛工業の平成25年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社大盛工業が平成25年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。